

平成 26 年 10 月
下 水 道 局

入札参加希望者の皆様へ

間接工事費の諸経费率割増について
(都心区割増)

この度、下水道局では、都心区の「枝線再構築工事」において、電線共同溝など4工種の標準積算に適用されている諸経费率割増（大都市を考慮した補正）に準じた考え方を採用しました。

具体的には、間接工事費（共通仮設費・現場管理費）の標準的な率に、共通仮設費で1.5、現場管理費で1.2を乗じる割増を行っています。

お問い合わせ先
経 理 部 契 約 課
03-5320-6561